



2019年12月6日

各 位

会社名 象印マホービン株式会社
代表者名 取締役社長 市川 典男
(コード 7965 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 真田 修
(TEL. 06-6356-2368)

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、2019年12月6日開催の取締役会において、2020年2月開催予定の第75期定時株主総会でのご承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景

当社は、持続的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要課題と位置づけており、これまで取組みを進めてまいりましたが、今般、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図り、さらなる企業価値向上に取り組むため、監査等委員会設置会社への移行を行うことといたしました。

2. 監査等委員会設置会社への移行の目的

(1) 監査・監督機能の強化

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会の議決権を付与することで、取締役会に対する監査・監督機能の強化を図ります。

(2) 意思決定の迅速化

取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任するなど業務執行と監督機能の分離を進め、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図ります。

3. 監査等委員会の体制

監査等委員会には、委員会を招集・運営する委員長を置き、移行時の委員長は常勤の監査等委員を予定しております。

常勤の監査等委員を設置することで、必要な情報の収集力強化を行い、監査体制の充実を図ります。

4. 監査等委員会設置会社への移行時期

2020年2月開催予定の第75期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

5. その他

(1) 監査等委員会設置会社への移行に併せ、取締役等の指名および報酬に関して、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることで、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置する予定です。

(2) 定款の変更内容および役員人事等を含む移行の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

以上